# 科学技術研究調査規則 （昭和五十六年総理府令第三十三号）

#### 第一条（趣旨）

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査（以下「科学技術研究調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（調査の目的）

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 第三条（調査日）

科学技術研究調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。

#### 第四条（調査の対象）

科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。

###### 一

統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社

###### 二

独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の別表に掲げる法人

###### 三

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）

###### 四

前三号に掲げるものを除き、その主たる目的が科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人

###### 五

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の二及び第八条の三に規定する機関並びに普通地方公共団体の施設で科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの

###### 六

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

#### 第五条（調査の種類）

科学技術研究調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。

##### ２

甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。

##### ３

乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。

###### 一

前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

###### 二

前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体

##### ４

丙調査は、前条第六号に掲げる調査組織体について行う。

#### 第六条（調査事項等）

科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからニまで、ヘ、ト及びヌ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イからハまで、ホからトまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を調査する。

###### 一

調査組織体に関する事項

###### 二

研究の実施に関する事項

###### 三

研究関係従業者に関する事項

###### 四

研究費に関する事項

###### 五

国際技術交流に関する事項

##### ２

総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

#### 第七条（調査の方法及び期間）

科学技術研究調査は、総務大臣が調査票を調査組織体ごとに送付し、及び回収することにより行う。

##### ２

前項の規定による科学技術研究調査は、調査日の属する年の五月十六日から七月十五日までの間において行う。

#### 第八条（報告の義務及び方法）

科学技術研究調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあつてはこれを代表する者をいい、法人以外の場合にあつてはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。

##### ２

調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。

##### ３

前二項の報告は、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に提出することにより行うものとする。

#### 第九条（結果の公表等）

総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

#### 第十条（調査票等の保存）

総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、昭和五十六年に実施する科学技術研究調査から適用する。

# 附　則（昭和五七年四月二二日総理府令第二二号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第三条の規定に基づき昭和五十七年に行う調査から適用する。

# 附　則（昭和五八年四月二二日総理府令第一七号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第三条の規定に基づき昭和五十八年に行う調査から適用する。

# 附　則（昭和五九年六月二九日総理府令第三五号）

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年三月二九日総理府令第一〇号）

この府令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年四月一日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成元年五月一〇日総理府令第二三号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二年三月二八日総理府令第四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成四年三月三一日総理府令第六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年三月二九日総理府令第六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年二月二三日総理府令第七号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二四日総理府令第八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月三〇日総理府令第一六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月三〇日総理府令第三二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月三〇日総理府令第三三号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九〇号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二五日総務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年九月二五日総務省令第一〇〇号）

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月一八日総務省令第三八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日総務省令第六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（平成十六年に実施する調査の特例）

平成十六年に実施する科学技術研究調査においては、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターについては丙調査を行う。

##### ２

平成十六年に実施する科学技術研究調査においては、国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構並びに独立行政法人国立大学財務・経営センターの各代表者が第八条第一項に基づき行う申告は、それぞれ旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の三に規定する大学共同利用機関、同法第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構及び同法第三章の六に規定する国立学校財務センターに係る事項について行うものとする。

# 附　則（平成一九年三月一日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年一二月一九日総務省令第一五〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一〇日総務省令第一四一号）

#### 第一条

この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二四年四月二四日総務省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年四月二日総務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年四月二八日総務省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。